

宍道湖流域下水道発生汚泥製品化実地試験

募集案内

令和6年5月

島根県土木部下水道推進課

宍道湖流域下水道発生汚泥製品化実地試験
募集案内

目 次

はじめに

1. 試験の内容

- 1-1 名称
- 1-2 試験の目的
- 1-3 汚泥提供場所
- 1-4 試験場所
- 1-5 試験期間
- 1-6 試験内容

2. 試験参加者募集

- 2-1 募集
- 2-2 募集期間
- 2-3 試験内容に関する質問受付
- 2-4 応募資格要件
- 2-5 試験応募書類の提出
- 2-6 覚書締結

3. 費用の負担等

- 3-1 費用の負担

4. 報告書の作成

- 4-1 報告書内容
- 4-2 著作権
- 4-3 現場説明会
- 4-4 その他

別添-1 提出書類様式集

別添-2 仕様書

はじめに

島根県は、宍道湖流域下水道東部浄化センター、西部浄化センターで発生する汚泥をセメント原料や肥料原料として有効利用していますが、更に汚泥の活用方法を広げるために汚泥製品化実地試験の参加者を募集するものです。

1. 試験の内容

1-1 名称

試験の名称を「宍道湖流域下水道発生汚泥製品化実地試験」(以下、「試験」といいます。)とします。

1-2 試験の目的

宍道湖流域下水道東部浄化センター、西部浄化センターで発生する汚泥の様々な処理・処分方法を検討し、経済的、多面的な有効利用の実現性を確認するために本試験の参加者を募集するものです。

1-3 汚泥提供場所

宍道湖東部浄化センター	島根県松江市竹矢町 1444 番地
宍道湖西部浄化センター	島根県出雲市大社町中荒木 2391 番地

提供する汚泥は試験に必要な最小限度の量とします。また、通常の処理業務に影響のない範囲での提供になりますので、時間的な制約がある場合があります。汚泥の性状は脱水ケーキで含水率は約 82%です。

1-4 試験場所

法令等に準拠し、必要な許可等を取得した施設にて試験を行ってください。

1-5 試験期間

製品化に必要な期間とし3ヶ月以内とする。

1-6 試験内容

汚泥の肥料原料化、資源利用、燃料化等の製品化の可否を確認するために必要な試験とします。

2. 試験参加者募集

2-1 募集

試験参加者を公開募集します。

2-2 募集期間

随時募集します。

2-3 試験内容に関する質問受付

試験内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期間

随時受け付けます。

(2) 質問受付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地

島根県土木部下水道推進課管理係

TEL 0852-22-6579

FAX 0852-22-6049

E-mail sewer@pref.shimane.lg.jp

(3) 質問の方法

「実験内容に関する質問書(様式1)」(以下質問書といいます。)に内容を記載してください。質問書を受付場所まで持参、郵送、FAX または電子メールにて提出してください。

2-4 応募資格要件

以下に示す両方の資格を保有している企業あるいはグループとします。

- ・ 産業廃棄物処理業許可(または許可を受けることが確実であること)
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可

2-5 試験応募書類の提出

(1) 受付期間

随時受け付けます。

(2) 受付場所

2-3(2)と同じ場所で行います。

(3) 提出書類

① 「試験参加申請書(様式2)」

グループを構成する場合には「グループ構成員表(様式3)」が必要です。

② 実施計画書(試験担当者名簿、工程表、位置図、運搬経路図、運搬車両仕様、緊急時連絡体制表、産業廃棄物処理計画書、試験設備の資料・図面、必要汚泥量等を含む)

③ 「覚書(様式4)」

(4) 提出方法

提出書類を上記受付場所まで持参の上、提出してください。

2-6 覚書締結

応募書類を審査のうえ、覚書を締結します。

3. 費用の負担

3-1 費用の負担

本試験に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

4. 報告書の作成

4-1 報告書内容

(1) 試験結果に基づく有効利用見解書

(2) 製品化が可能であり、継続して汚泥の引き取りを希望される場合は、

- ① 年間(月・週)汚泥引き取り可能量
- ② 日当たり汚泥引き取り可能量
- ③ t当たり引き取り費用(運搬費、消費税込み)
- ④ 搬出車両積載量及び防臭・漏液・飛散対策

(3) 提出書類 様式集 様式5-1 含有量試験結果表

様式5-2 植害試験結果表

} 肥料原料化の場合

- ① 含有量試験(様式5-1)については、肥料分析法(独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法)による
 - ② 植害試験(様式5-2)については、「肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締について(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通達)」の別添1に定められた方法による
- (4) 現場状況写真 工程毎カラー
- (5) 提出部数 1部

4-2 著作権

報告書類に含まれる著作物の著作権は試験参加者に帰属し、公表、展示、その他県がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、事前に試験参加者の同意を得るものとします。

4-3 現場説明会

随時行います。

4-4 その他

今後の汚泥肥料原料化業務を受託する場合には、すでに下水汚泥を主原料とする肥料登録を行っていること、または、本試験に参加し肥料登録を行うことが必要です。